報道資料

2026年7月16日
NHK広報局

全国知事会からの「NHK受信契約の合理化・簡素化に向けた提言」に対するNHKの考え方

放送法第64条において、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会と受信契約を締結しなければならないことが規定されており、カーナビに放送を受信できる機能がある場合は、受信契約の対象となります。

各自治体に対しては、毎年、テレビ等の受信機の設置状況の確認をお願いしており、その際にカーナビや携帯電話で放送を受信できる機能がある場合は、受信契約が必要となることをご案内してきました。

しかしながら、全国の自治体から受信契約の届け出漏れが相次いだことを踏まえると、必要な手続きをご理解いただくための説明に、行き届かなかった点があったと認識しています。このため、昨年10月より事業所向けのパンフレットやホームページ等を全面的に刷新しました。（※別紙参照）

今後も、受信料制度について、正しくご理解いただけるよう、丁寧なご案内に努めてまいります。

【NHKコメント】

事業所の契約単位の見直しや緊急車両等の取り扱いについては、現行制度との整合性や事業者間の公平性等を考慮しながら、具体的な検討を進めてまいります。

（別紙）

NHK
あなたの声と受信料で公共放送

NHKから受信契約のご案内

会社、官公庁、ホテル、旅館、店舗、寮などでも受信契約をお願いいたします

受信契約とは?

NHKの受信契約は、以下に記載の「NHKの放送を受信できる設備」を設置された場合や、「NHK ONEの受信契約が必要となるサービス（NHKの配信）」をご利用された場合に、結んでいただくものです。
この受信契約に基づき、受信機の設置月またはNHKの配信の受信開始月の翌月分から受信料をお支払いいただきます。

NHKの放送を受信できる設備

テレビ　TVチューナー付きパソコン　ワンセグ機能付き携帯電話など　TVチューナー付きカーナビ

※ラジオだけ設置されている場合は受信契約の対象外です。

NHK ONE

WEB (HP)	同時配信（ラジオ同時配信）	・	見逃し配信（ラジオ聴き逃し配信）	・	番組関連情報（ニュース記事・動画など）
アプリ	NHKプラス	ニュース・防災	for School	らじる★らじる	ゴガク

（グレーの部分は受信契約対象外のサービスで、これまでと変わらずご利用いただけます）

上記のWEBサイトやアプリにアクセスされた際には、ご利用にあたって受信契約が必要であることをご確認いただくため、一定の操作を行っていただいた後にサービスのご利用を開始いただきます。
（スマホやパソコンを持っているだけでは受信契約の対象とはなりません）

受信契約の種別

衛星契約

- 衛星放送を受信できるテレビ等の受信機を設置している場合

※衛星放送を受信できる受信機を設置している場合は、NHKの配信の受信を開始していても衛星契約になります。

地上契約

- 地上放送のみ受信できるテレビ等の受信機を設置している場合
- NHKの配信の受信を開始している場合

受信契約の単位

会社、官公庁、ホテル、旅館、店舗、寮などの事業所において、テレビ等の受信機を設置された場合や、NHKの配信の受信を開始された場合は、**テレビ等の受信機**または**配信の受信に用いる通信端末機器**の**「設置場所」ごと（部屋や自動車ごと）**に受信契約が必要となります。

社長室、事務室など、部屋ごとに契約が必要です。ホテルや旅館等の場合も、部屋ごとに契約が必要です。

社用車も自動車ごとに契約が必要です。

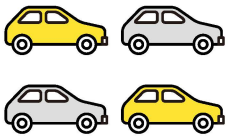

通信端末機器の「設置場所」とは

インターネットはテレビと異なり、NHKの配信を受信する「場所」を特定しきれないケースがあるため、「配信の受信の本拠（配信の受信に関する業務の本拠となる事業所内の場所）」という考え方をもって設置場所を特定します。

設置場所の特定（例）

例1
ホテルが宿泊客のために客室のチューナレスTVでサービスを受信
▼
客室

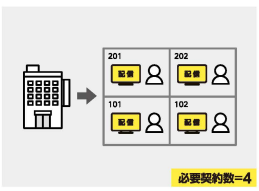

例2
営業部の社員が業務のためにスマホで配信を受信
▼
営業部の居室

例3
総務部の社員がリモートワークのためにノートPCで配信を受信
▼
総務部の居室

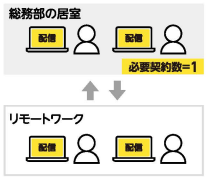

〈事業所における契約単位の取り扱い〉

同じ部屋で、テレビ等の受信機の設置と配信の受信開始の両方を行った場合、必要な受信契約は1件となります。

通常の部屋より大きいホールなどに、複数のテレビ等の受信機を設置している場合や、チューナーレスTV等の通信端末機器を設置して配信の受信を開始した場合は、部屋に準ずる一定の区域ごとに受信契約が必要です。

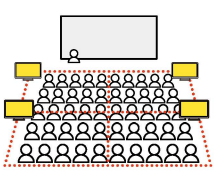

各種割引制度

事業所を対象とした割引制度には、事業所割引と多数一括割引があります。
これらは、併用が可能です。

「事業所割引」について

事業所割引とは?

事業所等世帯以外の契約において、同一敷地内に設置したテレビ等の受信機およびNHKの配信の受信に用いる通信端末機器すべてについて必要な受信契約を締結し、一括して受信料をお支払いいただく場合、2契約目以降の受信料が半額となる割引制度です。

適用要件

下記の要件にすべて該当する場合に事業所割引が適用されます

事業所契約が対象	敷地単位で全数契約が必要	支払方法・期間が同一
事業所に設置した受信機およびNHKの配信の受信に用いる通信端末機器について、2件以上の契約をしていること	同一敷地内に設置した受信機およびNHKの配信の受信に用いる通信端末機器すべてについて、契約種別に応じた必要な契約を締結していること	お支払いいただく受信料が、支払期間がすべて同じで、一括して支払われること

事業所割引適用後の受信料額

2契約目以降の受信料が半額となります。
1契約目に対する割引はありません。

	契約種別	月額	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
1契約目	衛星契約	1,950円	3,900円	11,186円	21,765円
	地上契約	1,100円	2,200円	6,309円	12,276円
2契約目	衛星契約	975円	1,950円	5,593円	10,882円
	地上契約	550円	1,100円	3,154円	6,138円

※料額には消費税を含みます。 ※沖縄県の料額は異なります。 ※衛星契約と地上契約の両方の契約がある場合、基本となる1契約目の受信契約は衛星契約となります。

「多数一括割引」について

多数一括割引とは?

衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上で、1つの契約者でとりまとめてお支払いいただく場合、1件あたり、衛星契約等の件数に応じて月額300円(特別契約の場合は90円)が割引となる制度です。

割引額=月額300円×衛星契約数

適用要件

下記の要件にすべて該当する場合に多数一括割引が適用されます

衛星契約等の合計が10件以上	支払方法・期間が同一	「団体一括割引」の適用なし
1つの受信契約者が合計10件以上の衛星契約または特別契約を締結していること	支払期間を同じくして口座振替もしくは継続振込またはNHKの指定する方法で一括して受信料が支払われること (クレジットカード等継続払を除く)	団体一括割引が適用されていないこと

多数一括割引額

衛星契約等が10件以上の場合、次の料額が割引となります

月額・1件あたり	衛星契約 300円	特別契約 90円

衛星契約等が10件未満の場合の取り扱い

衛星契約と特別契約の合計が次を満たす場合は、衛星契約等の件数を10件として算定し多数一括割引を適用した受信料額をお支払いいただきます。(割引の適用なく実契約件数分をお支払いの場合と比べて、お安くなります)

- 事業所割引との併用がない場合 ― 衛星契約9件・特別契約9件
- 事業所割引との併用がある場合 ― 衛星契約7件、8件または9件・特別契約8件または9件